

改正概要説明書	
国名：欧州特許庁	法令名：欧州特許付与に関する条約の施行規則
改正情報：2016年11月1日施行	
<p>改正概要：</p> <p>1. 欧州特許庁審判部の意思決定機関についての変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判部幹部会に関する規定(旧規則 12)を廃止して規則 12a～12d に改編した。 ・ 審判部長官は管理理事会により任命される旨、審判部と拡大審判部が独立した組織である旨をそれぞれ規定した。また、審判部長官の職務権限と予算措置を具体的に規定した(規則 12a)。 ・ 審判部幹部会及び審判部業務配分方式の規定を新設し、審判部幹部会と審判部の構成と職掌及び意思決定方法について規定した(規則 12b)。 ・ 審判部の組織全般について助言する機関である審判部委員会を管理理事会が設置する旨を規定した。また、委員会の構成・組織、及び審判部・拡大審判部の手続規則の採択に関する手続についての規定を新設した(規則 12c)。 ・ 審判部及び拡大審判部について審判長を含む構成員の任命及び再任についての規定を新設した(規則 12d)。 <p>2. 更新手数料の納付についての規定を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更新手数料を期限経過後 6 月以内の追完期間内に納付しなかった場合は出願がみなし取下げと扱われる旨の規定を追加した(規則 51(2))。 <p>3. 所定の方式に従っていない書類の訂正の規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判請求の対象である決定が所定の方式に従っていない書類に基づいている場合は、特許所有者は訂正が求められる旨の規定を追加した(規則 82(2))。 <p>4. ファイルの構成・維持・保存についての改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州特許出願及び特許に関するファイルは電子ファイルによって構成・維持・保存される旨を明記した(規則 147(1)～(3))。 <p>5. クレーム手数料の追完期間の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クレーム手数料が期限内に納付されなかった場合の追完期間にクレームが補正された場合、クレーム手数料もこの期間内に納付すべき旨を追加した(規則 162(2))。 <p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則 12 廃止された。 ・ 規則 12a-規則 12d 審判部及び拡大審判部に関する新設規則である。 	

• **規則 51**

「その 6 月期間が満了したとき、第 86 条(1)に定める法的結果が生じる。」が追加された。

• **規則 82**

(2)において、「口頭手続において、第 106 条(2)又は第 111 条(2)に基づく決定が規則 49(8)を遵守しない書類に基づいている場合は、特許所有者は、3 月期間内に、規則 49(8)を遵守した形式による訂正文を提出するよう求められる。」が追加された。

• **規則 147**

電子ファイルの扱いが追加された。

• **規則 162**

クレーム手数料に関し明確化された。